災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図（案）

廃棄物処理法 ⇔ 連携 ⇔ **災害対策基本法**（復興段階では大規模災害復興法）

↓

防災基本計画（復興段階では復興基本方針）

↓

環境省防災業務計画

↓

基本方針（環境大臣）

廃棄物処理施設整備計画（H25.5閣議決定）

廃棄物処理施設の災害拠点化、耐震化等の観点からも取組を推進。

災害廃棄物対策指針

【通常の災害】

- 地方自治体が災害に備えて策定する災害廃棄物の処理に係る計画の策定指針を提示。
- 当該計画を策定していない地方自治体が、発災後に災害廃棄物の処理指針とするものとしても活用。

巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動指針

① 各主体が備えるべき巨大地震特有の事項
② 地方ブロックにおける対策行動計画の策定指針
（特に広域連携について）
③ 発生後に環境大臣が策定する処理指針のひな形
（東日本大震災のマスタープラン的なもの）

巨大災害発災後 → **○○災害における災害廃棄物処理指針**

↓

地域ブロック

巨大災害廃棄物対策のための協議会、連絡会
平時から、広域での連携・協力関係を構築するため設置。

将来的な方向性

巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動計画
大規模災害の発生が予想される地域を含む地域ブロックごとに策定。

↓

都道府県
廃棄物処理計画

地域防災計画
（巨大）災害廃棄物処理計画

巨大災害発災後 → **○○災害における災害廃棄物処理実行計画**

↓

市町村
一般廃棄物処理計画

地域防災計画
（巨大）災害廃棄物処理計画

（巨大）災害発災後 → **○○災害における災害廃棄物処理実行計画**